

令和6年1月4日

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

令和6年能登半島地震により被害に遭われた皆さまへ

この度の「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申しあげますとともに、被害に遭われた皆さまへ謹んでお見舞い申し上げます。

また、被災された皆さまの一日も早い災害復旧の支援をさせていただくため、令和6年1月4日（木）より、下記の通り「相談窓口」を設置します。また預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜のお取り扱いをさせていただきます。

記

1. 地震被害に関する特別相談窓口の設定

今般の地震に伴う資金繰り等のご相談・ご要望にお応えするため、以下のとおり相談窓口を設置いたします。

(1) 窓口設置期間

令和6年1月4日（木）から当面の間

(2) ご相談受付

店舗名	住所	電話番号
金沢支店	石川県金沢市広岡 2-6-26	(076) 221-1267
富山支店	富山県富山市新富町 1-2-3 CiC2 階	(076) 433-2220
福井支店	福井県福井市御幸 4-10-25	(0776) 24-1200
新潟支店	新潟県新潟市中央区東大通 2-4-10 日本生命新潟ビル 1 階	(025) 245-8281

(3) ご相談受付時間

月～金曜日（祝日を除く）9:00～15:00

※富山支店、福井支店は 11:30 から 12:30 まで「昼休業」とし、営業休止とさせていただきます。

2. ご預金等の払戻等について

今般の地震の被害に遭われたお客さまの預金の払戻等につきましては、個別のご事情を確認のうえ、以下のとおり柔軟なお取扱いをさせていただきます。

対象店舗	金沢支店、富山支店、福井支店、新潟支店
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお客さま
お取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳または印章等を紛失された場合のお支払い ・定期預金または定期積金等の期限前払戻のご相談 ・損傷紙幣等のお引き換え ・今回の災害により支払期日を経過した手形(電子記録債権を含む)に関するご相談 ・その他のご相談

3. 災害復旧にかかるお借り入れのご案内

「令和6年能登半島地震」で被害に遭われた皆さまの復旧を支援する為、災害復旧融資を取り扱いしております。

■ 商品概要

商品名	災害復旧ローン	
	法人および個人事業主	個人
対象	災害により被災した組合員または組合員になる方で、当組合の営業区域内で事業を営む法人の方並びに個人事業主の方	災害により被災した組合員または組合員になる方で、申込時ご年齢が満20歳以上、完済時ご年齢が76歳未満の給与所得者の方
ご融資金額	5億円以内	10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
資金使途	災害復旧に要する運転資金・設備資金	災害復旧に要する資金(リフォーム、自動車、家財の購入資金等)(事業性資金・旧債務返済資金にはご利用いただけません。)
ご返済期間	ご相談ください。	
融資金利	年1.00%(変動金利制)	
基準金利	新長期プライムレート基準(新長プラ) 「基準金利」は年2回見直し(基準日4月1日と10月1日)適用日は翌月約定日(5月-11月の約定)からの金利変更によるご返済が開始されます。	
ご返済方法	元利均等返済 なお、元金据置は原則1年とし、その間は利息のみのご返済となります。店頭で具体的な返済額を試算させていただきます。	
担保・保証	ご相談ください。	
災害証明書等	罹災証明書・災害証明書が原則必要です。	
その他	お申込にあたり必要となる各種書類をご提出いただき、所定の審査をさせていただきます。 審査の結果、ご希望にそえない場合もございます。ご了承ください。 当組合のローンをご利用いただくため組合員に加入していただきます。 詳細については、窓口にお問い合わせください。 金融情勢の変化等により、当商品の内容変更または販売を中止することがありますので必ず窓口でご確認ください。	

以上